

一般社団法人日本口腔検査学会誌投稿規程

平成20年12月10日制定

平成30年11月7日改訂

令和3年3月18日改訂

令和5年6月16日改定

(投稿資格)

第1条投稿は、日本口腔検査学会会員に限らず、広く募集する。

(原稿内容)

第2条原稿の内容は、口腔に関する検査、口腔疾患に関わる全身的な臨床検査、口腔症状を有する全身疾患ならびに検査に関する広い分野のもので、未発表のものに限る。

2原稿は、日本語あるいは英語とし、総説、原著、臨床研究、症例報告、調査・統計論文、その他のいずれかとする。

(倫理規程)

第3条 ヒトを対象とする臨床研究，疫学研究に関しては「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年 文部科学省・厚生労働省告示第3号，令和3年3月23日施行）に従ったものでなければならない。被験者および患者からインフォームドコンセントを得ていること，および所属施設に倫理委員会が設置されている場合は、当該委員会の承認を得ていること（承認年月日，承認番号を含む）等を論文中に明記しなければならない。

2 患者を対象とした研究を公表する場合には，全て「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」に従って，別に定めた個人情報保護に関する指針（附表1）を遵守しなければならない。

3. ヒトゲノムあるいは遺伝子解析に関する研究の発表を行う場合には，「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号，平成16年12月28日全部改正）」に従ったものであること。また発表に際しては，試料提供者の尊厳および人権に十分配慮するとともに，社会に対する影響を考慮した上で論述すること。

4. ヒト幹細胞を用いた臨床研究を公表する場合には，「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（厚生労働省，平成18年7月3日告示，平成22年11月1日全部改正）」に従って，適正に実施されたものでなければならない。

5. 国内未承認薬の使用あるいは未承認治療法や歯科適応のない薬剤・機器（以下，国内未承認薬

等)の使用を含む研究論文は原則として発表できない。

6. 動物実験を含む研究発表を行う場合には、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第68号,平成17年6月)」を遵守した上で,各研究機関が定めるガイドラインに従って適正に実施したものでなければならない。本文中に所属施設の動物実験委員会等の承認を得ていること(承認年月日,承認番号を含む)を明記しなければならない。

7. ここに述べた関連倫理指針については,監督省庁のホームページ等を参照の上,最新のものを確認すること。また,ここに明記された以外の研究であっても,該当する医学研究指針がある場合にはそれに従ったものでなければならない。

附表1

- 1) 患者個人の特定が可能な氏名,診療録や入院番号,イニシャル,呼び名等は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。
- 3) 日付は個人が特定できないと判断される場合のみでも年月までの記載にとどめる。
- 4) 他の情報と診療科名等を照合することで患者が特定される場合は,これらの情報を記載しない。
- 5) すでに他院などで診断・治療などを受けている場合,その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし,救急医療などで搬送元の情報が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目などの個人の特定に繋がる部位を隠す。
- 7) 症例を特定できる生検や画像情報等に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は,発表に関する同意を患者自身(または遺族か代理人,小児では保護者)から得る。

(学会誌の発行予定・論文締め切り)

第4条 学会誌は1月に発行することとし(原稿締め切りは前年10月20日)、必要に応じて増刊する。

(原稿受付)

第5条 原稿受付日は、原稿が編集委員会(事務局)へ到着した日とし、同委員会に到着した日付をもって原稿を受付けした旨を投稿担当者へ通達する。

(原稿の採否)

第6条 原稿の採否は複数の編集委員もしくは査読

委員による審査をもとに検討し、編集委員会で決定する。ただし内容、字句などの修正を求めることもあり、投稿規程に従わない原稿は受理しない。なお、論文の受理が決定した後に、論文を受理した旨を投稿担当者へ通達する。

(原稿の書き方)

第7条 原稿は、A4判用紙に24字×28行とし、12ポイント、明朝体あるいはTimesNewRoman、口語体、横書き、新かなづかいとし、外国人名および地名はなるべく原語を用い、必ずタイプとする。句読点には「。」と「、」を用い、いずれも全角とする(図表も同じ)。本文を電子データとして、e-mailの添付ファイルで送ることとする。その際、文章データはMSWord、図表はTIFFファイルにて作成する。

2 学術用語は、「医学用語」または「医学用語辞典」(日本医学会編)を用いる。歯学用語は、文部科学省「学術用語集・歯学編」(日本歯科医学会編)を用いる。

3 文中の外国語は下記のとおりとする。

- (1) 人名通常姓のみを頭文字を大文字、以下を小文字とする。
- (2) 製品名、製造者名原語で記す必要があれば、頭文字を大文字、以下を小文字とする。
- (3) 普通名詞すべて小文字で記す。
- (4) 名詞以外の語原語で記す必要があれば、すべて小文字で記す。

4 文中の数字の取扱いについて、アラビア数字(算用数字)はすべて半角とする。

5 文中の項目を細分する場合は、1. 2. 3.....、1)・2)・3).....、(1)・(2)・(3).....、a・b・c.....、a)・b)・c).....、(a)・(b)・(c).....の順によるものとする。

6 単位、記号は一般にSI単位を使用する。

7 略号を用いる場合は、初出時に正式名称と略号を併記する。

(論文の記述形式)

第8条各論文の形式は以下基準とする。

1 総説

編集委員が依頼することを条件に、著者自身の研究を中心として、その分野全般にわたる最近の進歩と背景を広い視野から総合的に解説したもの。

2 原著

研究の新規性(独自性)が高く、客観的な結論が得られるもの。なお、論文構成は、表題、抄録、緒言、材料および方法、結果、考察、結論、文献とする。

3 臨床研究

臨床における独自性の高い研究で、客観的な結論が得られるもの。なお、論文構成は、表題、抄録、緒言、材料および方法、結果、考察、結論、文献とする。

4 症例報告

臨床的あるいは臨床検査学的に珍しい症例や予期しない展開を見せた症例についての報告。なお、論文構成は、表題、抄録、緒言、症例の概要、考察、結論、文献とする。

5 調査・統計

新しい装置・技術の開発や使用経験などに関するもの。または、調査結果などを整理した内容で、独自性が強いもの。なお、論文構成は、表題、抄録、緒言、調査・統計の概要、結果、考察、結論、文献とする。

6 原著論文および臨床研究は10,000字以内、図表10枚以内とする。また、症例報告および調査・統計論文は8,000字以内、図表8枚以内とする。

7 論文の表題は簡潔に内容を表したもので、20字をこえる場合は、それ以内のランニングタイトルをつける。副表題は内容を表したものを記載する。

8 著者の人数は、原則として定めないが、10名を上限とすることが望ましい。

9 原稿は、以下の順にまとめる。

(1) 表題ページ：論文種別(総説、原著、臨床研究、症例報告、調査・統計論文)、表題、著者名、所属機関、所属機関住所(それぞれに英訳をつける。所属機関が異なる場合には著者名および所属機関名の右肩に数字にて明記する)、連絡先(担当者氏名、住所、電話番号、fax番号、e-mailアドレス)

(2) 抄録はA4判用紙にダブルスペースで、400字以内とし、目的、方法、結果、結論に分け、明確なものとする。また、英文Keywords (3~5 words) を付ける。

(3) 本文原稿

(4) 文献

(5) 表および表の説明文

(6) 図の説明文

(7) 図

10 文献の記載方法は、下記のとおりとする。和文では全角、英文では半角とする。

(1) 文献は本文末尾に一括して引用順に記載し、同一箇所でも複数引用した場合には年代順とする。

(2) 記載順序は雑誌論文では、引用番号) 著者 (全員とする) : 論文表題、掲載誌名、掲載巻: 始ページ-終ページ、掲載西暦とする。

例

1) 内堀聡史、續橋治、上里ちひろ、高橋佑次、玉木大之、小峯千明、湊上真奈、深津晶、小林平、村上洋、福本雅彦: 歯周組織の健常マーカーの指標となり得る細菌の検索、日本口腔検査学会誌、12: 3-10、2020

単行本では、引用番号) 著者 (共著者) (編著) : 書名、版数、出版社名、出版社所在都市名、始ページ-終ページ、発行西暦年
とする。

例

1) 田沼順一、松坂賢一 (編著): 口腔がん早期発見のための口腔細胞診入門 歯科医院で取り組むLBC、第1版第1刷、医歯薬出版、東京、1-111、2020

分担執筆の単行本は、引用番号) 分担執筆者 (著分担・編集等の別): 分担執筆の表題、编者または監修者、書名、始ページ-終ページ、版刷、発行者、発行地、発行西暦年とする。

例

1) 松坂賢一（著分担）：5章 歯の移動に伴うバイオメカニクス骨と歯槽骨のダイナミズム、下野正基、前田健康、溝口 到編集、87-93、第1版第1刷、医歯薬出版、東京、2006

翻訳（分担翻訳も含む）の単行本は、引用番号）翻訳者（訳分担・訳の別）、分担翻訳の表題、監訳者、書名、始ページ終ページ、版刷、発行者、発行地、発行西暦年 とする。なお、単訳者の場合には分担翻訳の表題は必要ない。

例

1) 松坂賢一、井上孝（訳分担）：第8章成熟歯槽骨を有する適切な骨への遅延埋入、瀬戸皖一、佐藤淳一監訳、インプラント歯学の実際 診断、外科、補綴、技工の審美と機能のハーモニー、87-1 27、第1版第1刷、クインテッセンス出版、東京、2006

11写真は原則として、モノクロの印刷で、サイズは手札判程度とし、挿入箇所を本文右横に朱書する。

（著作権）

第9条本誌掲載の著作物の著作権の譲渡にあたって、承諾書に著者全員の自署または権限を委任された代表者の自署のうえ、PDF等にて投稿原稿とともにe-mailにて送付する。本誌に掲載された論文等の著作権（著作財産権copyright）は本学会に帰属する。掲載後は本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。また、本学会が必要と認めたときあるいは外部からの申請があったときは、編集委員会で審議し、掲載ならびに著作権使用を認めることがある。

（複写権）

第10条本誌掲載の著作物の複写権、公衆送信権は本学会に帰属するものとする。

（掲載料）

第11条論文掲載にあたっては、掲載料を徴収する。掲載料は別途定める。

(校正)

第12条 著者校正は原則として初校のみとし、その際には字句の著しい変更、追加、削除等は認めない。校正刷は所定の日までに必ず返却のこと。

(別刷)

第13条 別刷りは印刷せず、ホームページのPDFから必要な箇所をダウンロードすることとする。

(その他)

第14条 この規程にない事項は、別に編集委員会で決定する。

(原稿等の送付先)

第15条 原稿および著作権譲渡契約書の送付はe-mailにて添付ファイルとして行う。

e-mail送付あて先 : jsedp@onebridge.co.jp

ファイルの総容量3Mを超えないように送信する。

(補則)

第16条 本規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。